

滋賀県優生保護法

被害者情報公開請求訴訟 報告集会

16:45開場
2025年5月28日(水) 17:00-19:00
キャンパスプラザ京都第4講義室

...優生思想と向き合った社会へ

想像を超えた未来へ

旧優生保護法下の
実人公権による
侵害への第一歩
態解明への第一歩

ぜひご参加ください
みんなさんの参加をお待ちしています

主催 滋賀県優生保護法被害者情報公開請求訴訟支援有志

強制不妊手術に関する公文書は、 被害者救済と優生思想の正体を 明らかにする鍵。

私たちの社会には、障害者に対する
優生思想が根強く残っています。

その象徴の一つが、旧優生保護法に基づく強制不妊手術です。

被害の実態を明らかにするために、京都新聞社は滋賀県に対して強制不妊手術が行われた経緯や詳細が書かれている資料の情報開示請求を行いましたが、滋賀県からの開示資料はほとんどが黒塗りで、実質的には何も分からぬ状態でした。

**被害者を誰一人
社会から取り残さない。**

優生思想を断ち切り、共に生きる社会へ。

そして、2025年2月に最高裁で判決が確定しました。

強制不妊手術に関与した医療機関や被害者の生活歴や病歴など強制不妊手術の公文書開示を命じた重要な判決が確定しました。

この判決は、被害の真相を明らかにし、すべての被害者を救済するための重要な第一歩です。

社会に根強く残る優生思想を断ち切るために、一緒に何ができるかを考え、行動していきましょう。

旧優生保護法という

国が主導した悲惨で残酷な人権侵害の事実を「なかったこと」にさせない。

2020年に京都新聞社が滋賀県を相手に提訴しました。そして、私たちは、一人でも多くの被害者を救済し、二度とこのような人権侵害を起こさないように残されている資料の情報開示が必要であることを訴えてきました。裁判は二年に渡り審議され、2023年3月24日判決が出ました。

その結果、8割の公開が認められましたが、全面公開は認められず、滋賀県と京都新聞社の双方が不服として控訴、上告しました。

報告集会の開催

弁護団からの裁判内容の説明、原告の想い、支援者からの発言などです。

裁判を振り返り、その意義を共有して、これから一緒に歩んでいきたいと思います。

日時: 2025年5月28日(水) 17:00-19:00 16:45開場

場所: キャンパスプラザ京都4階 第4講義室

〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る東塩小路町939
京都市営地下鉄烏丸線、近鉄京都線、JR各線「京都駅」下車。徒歩5分。

報告会はオンラインでも配信を行ないます。参加に必要なURLをお送りしますので、お名前とメールアドレスを記入のうえ、お申込みください。

情報保障(手話通訳・文字通訳など)が必要な人は、5月12日までにご連絡ください。
ご希望に添えないこともあります。ご不明な点など気軽にご相談ください。

当時は19:30から京都駅近くのお店で懇親会を予定しています。
参加希望の方は、5月19日までにご連絡ください。

申し込み先/問い合わせ

村田恵子 ☎ 090-8886-9377

#奮ってご参加ください!

✉ miyabi-kyotojapan@docomo.ne.jp